

参考資料2 取組確認シート2 「条例に規定された事項を推進するための取組」

推進方針掲載ページ	条文	規定内容	No.	取組名	取組の内容	担当課	実施した取組	課題	改善策
P 2 2	第 7 条	事業者の責務	1	法令や条例等に基づく規制、誘導又は指導の実施	良好な自然環境や社会環境（住環境、景観、地域のつながり、文化など）を形成又は保持するため、法令や条例等に基づき、対象となる事業活動等に対し規制、誘導又は適切な指導を行います。	事業活動等に対する規制、誘導又は指導を実施する課 (行政総務課)	参考資料2別紙(1)「第7条に規定された事項を推進するための取組結果」参照		
P 2 2	第 7 条	事業者の責務	2	地域社会との調和を図る事業者の取組への支援	地域における社会環境（住環境、景観、地域のつながり、文化など）や自然環境との調和を図る事業者の自治活動への取組を支援（取組への啓発、取組事例に関する情報提供、取組の市民への紹介など）します。	全ての課 (行政総務課)			
P 2 3	第 8 条	議会の責務	3	充実した討議の推進	茅ヶ崎市議会基本条例の趣旨に基づき、一般質問においては、一問一答方式（選択制）を適切に運用するとともに、重複質問を議員間で調整することにより、重層的な質問を推進します。 また、政策討議（常任委員会ごとにテーマを設定し、調査研究、委員間討議等を経て、最終的に政策提言等を行っていく取組）、委員会での委員間の討議など議会における討議を充実させるための仕組みを活用し、充実した討議を推進します。	議会事務局	一般質問において、一問一答方式がより適切な運用となるよう協議を行い、改めて議員間の認識の共通化を図りました。また、重層的な質問を推進するため、重複質問の調整を試行的に継続し、一定のルール化が図れたことから、仮通告制度として本導入し、重層的な質問の推進を図りました。政策討議については、常任委員会毎にテーマを設定しました。各テーマに沿った政策提言等を行うことを目的に、調査研究や委員間討議等を行い、また、コロナ禍での新たな取り組みとしてオンラインでの意見交換も行いました。また、各常任委員会のこれまでの取組状況について全議員で情報の共有をするなど、充実した討議の推進を図りました。	一般質問における重層的な質問の推進を目的とした重複質問の調整は、全国的にみて先進的な取り組みで、実例も少ないため、重層的な質問の推進の目的のために導入した仮通告制度の運用については、改善点がないかなど引き続き検討が必要と考えられます。	重複質問の調整の実績を踏まえ、改善が必要な場合は、適宜検討を行います。
P 2 3	第 8 条	議会の責務	4	議会の権能の適切な行使の推進	条例制定、市長等の事務執行の監視、政策提言など議会に付与された権能を適切に行使するため、それに資する議員研修の充実、議会図書室の充実、政務活動費を有効活用しての研修等への積極的な参加及び議会事務局の機能の充実に努めます。 また、条例制定や政策提言につながる取組として、茅ヶ崎市議会基本条例の規定に基づき、政策討議に継続的に取り組みます。	議会事務局	限られた予算の中で、インターネットでも閲覧可能な白書などの購入を休止しつつ、近年クローズアップされているDXやICTに関する書籍を購入するなど議会図書室の充実に努めました。また、コロナ禍においても安心して参加することが可能なオンラインによる研修について議員への周知に努め、政務活動費を活用した参加もありました。 なお、継続的な政策討議の取り組みについては、充実した討議の推進に記載したとおりです。	コロナ禍により議員研修の実施を見送ったことから、次年度は議員研修の実施を実現する必要があります。	議員の意向も踏まえつつ、コロナ禍においても実施可能な手法も視野に入れ、議員研修の内容及び実施手法を検討します。
P 2 3	第 8 条	議会の責務	5	市民参加の推進 (※別シート①)	茅ヶ崎市議会基本条例の規定に基づき、議会報告会及び意見交換会を定期的に開催するとともに、運営方法の検証や改善に取り組みます。 また、請願・陳情の審査に当たり、請願者・陳情者から趣旨説明の申出があったときは、委員会での審査中に趣旨説明の機会を設けます。	議会事務局	意見交換会については、これまで議員席と市民席を2分するレイアウトにより対面方式で行っていた開催手法を見直し、グループ形式に変更して開催すべく、先進事例の調査研究を踏まえて開催要領を刷新しました。年2回の実施を予定していたところ、前期の意見交換会は新型コロナウイルス感染症の感染状況により中止となりましたが、後期は感染状況が落ち着いたことから感染症対策を講じたうえで安全に開催することができました。請願・陳情の審査にあたっては、請願者・陳情者から趣旨説明の申出があったときは、委員会での審査中に趣旨説明の機会を設けて市民参加の推進を図りました。	新型コロナウイルス感染症の感染状況が収束に至らなければ、対面での議会報告会・意見交換会は次年度以降も開催できない可能性があります。	意見交換会は対面での実施を想定しているため、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となる可能性があります。感染状況を見極めたうえで、できる限り安全に開催できるように感染症対策を講じるとともに市民への分かりやすい情報発信に努めます。
P 2 3	第 8 条	議会の責務	6	広報・広聴活動の推進 (※別シート①)	議会だより、本会議・委員会のインターネット中継、議会ホームページ、議会報告会、意見交換会その他の媒体や機会を活用し、広報・広聴活動の充実に努めます。	議会事務局	紙媒体の取組としては、年に4回の定例会毎に議会だよりを発行して定例会での審議内容や議会に関する情報を広く市民に広報しました。電子媒体では、本会議・委員会のインターネット中継及び録画配信を行ったほか、ホームページやSNS、デジタルサイネージ等を利用して情報発信に努めました。 議会報告会については、対面で実施する代替手段として、茅ヶ崎市議会YouTubeチャンネルを開設し、議会報告に関する動画をWEB配信しました。		
P 2 5	第 1 0 条	市長の責務	7	地域の抱える課題や市民の意見及び要望の把握	市が計画等を策定する際の意見交換会や説明会、地域の市民集会等により、対話を通じて市の考え方を伝えるとともに、地域の課題や市民の要望等の把握に努めます。	秘書広報課	コロナ禍により直接対話する機会は減少しましたが、書面やオンライン、その他様々な機会等を通じて、市の考え方を伝えるとともに、地域の課題や市民の要望等の把握に努めました。		
P 2 5	第 1 0 条	市長の責務	8	市長会その他都市関係会議等への参加	地域課題の解決や市民の要望等を踏まえた市政運営の実現をめざし、先進事例の取組の把握や情報収集、国及び県への要望活動を行うため、市長会等への会議に参加します。	秘書広報課	コロナ禍により対面での会議等は減少しましたが、オンライン等で市長会や関係機関等の会議に参加し、情報収集や国県への要望活動等を行いました。		

推進方針掲載ページ	条文	規定内容	No.	取組名	取組の内容	担当課	実施した取組	課題	改善策
P 2 5	第 1 0 条	市長の責務	9	透明性のある市政運営及び政治倫理の向上	市長の日々の動向や交際費の支出状況を公開し、透明性のある開かれた市政運営を行うとともに、自己の保有する資産等を定められた時期に公開することで、政治倫理の向上に努めます。	秘書広報課	市長の日々の動向は、日ごとに市ホームページと神奈川新聞に掲載しており、交際費の支出状況は、月ごとに市ホームページ上で公開いたしました。また、自己の保有する資産等を「茅ヶ崎市長の資産等の公開に関する条例」に基づき定められた時期に公開いたしました。		
P 2 5	第 1 0 条	市長の責務	1 0	特定の政策課題についての調査研究及び調整	緊急性、重要性が高い特定の政策課題について、情報収集や調査研究を行い、行政施策の方向性を定めるための総合的な調整を行います。	企画経営課	新型コロナ対策として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用について全庁的な調整を行い、市内事業者への支援やGIGAスクール構想の推進等の取り組みを実施しました。	緊急性、重要性が高い政策課題については、即応性が求められるため、短い期間で政策を立案し実施する必要があります。	様々な状況に対応するため、平時より、先進事例等を参考とした様々な政策の立案を促進します。
P 2 5	第 1 0 条	市長の責務	1 1	職員の育成 (※別シート②)	地域の課題及び市民の多様な意見に的確に対応するために必要となる知識及び能力を持った職員の育成に努めます。	職員課	職員がその職務の遂行のために必要な知識を習得し、及び能力を向上させる風土をつくるため、研修を実施しました。	新型コロナウイルスの関係で一部の研修が中止となり、今後実施方法等について検討する必要があります。	・オンライン研修の活用をします。 ・OJT（職場内研修）の推進をします。
P 2 5	第 1 0 条	市長の責務	1 2	施政方針の公表	行政運営の基本方針である*施政方針を自治基本条例第10条第4項の規定に基づき公表する旨の一文を加え、毎年度（新たな年度が始まる前）公表します。 * 市長の市政運営に対する基本的な考えや予算及び施策の概要を示すもの	企画経営課	令和4年度施政方針を策定し、令和4年第1回市議会定例会にて市長が演説を行うとともに、市ホームページや広報紙への掲載、各施設での配架を行うことで、広く市民へ公表しました。	施政方針を広く市民にお知らせし、開かれた行政運営を行う必要があります。	より広く市民に周知するための広報手法を検討してまいります。
P 2 7	第 1 1 条	職員の責務	1 3	自治基本条例の職員への周知 (※別シート③)	職員が自治基本条例を遵守し、条例にのっとった取組ができるよう、職員に対する研修を行います。	行政総務課	令和3年4月及び10月に新採用研修を、令和4年2月に、条例第16条に規定する「市民参加」に焦点を当てた監督職研修及び条例を意識し日々の業務を遂行するという意識啓発のために全職員研修を実施しました。 また、令和3年7月、8月、10月、令和4年2月に全課かい宛てに自治基本条例に関する通知を発出し、継続的に職員の意識啓発を図りました。	研修で得た知識を実践に繋げていくことが課題と考えています。	OJTなどを通じ研修で得た知識を実践に生かせるようにします。
P 2 7	第 1 1 条	職員の責務	1 4	サービスの宣誓	地方公務員法第31条の規定に基づく茅ヶ崎市の職員の職務に関する条例により、職員の採用時において公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務等を自覚させるため、宣誓を行います。	職員課	地方公務員法第31条の規定に基づく茅ヶ崎市の職員の職務に関する条例により、職員の採用時において公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務等を自覚させるため、宣誓書の提出を行いました。		
P 2 7	第 1 1 条	職員の責務	1 5	職員の自己啓発に対する支援 (※別シート③)	職員の能力開発の基本である自己啓発を奨励し、自ら学ぶ環境づくりに努めるとともに、自己啓発の成果が出せるよう支援を行います。	職員課	職員がその職務の遂行のために必要な知識を習得し、及び能力を向上させる風土をつくるため、研修の実施や自主研究グループの募集等を行いました。	新型コロナウイルスの関係で一部の研修が中止となり、今後実施方法等について検討する必要があります。	・オンライン研修の活用をします。 ・OJT（職場内研修）の推進をします。
P 2 7	第 1 1 条	職員の責務	1 6	学習する風土づくりの推進	職員一人ひとりの学習意欲を高めていくために効果的な職場全体での学習風土づくりを推進します。	職員課	職員がその職務の遂行のために必要な知識を習得し、及び能力を向上させる風土をつくるため、研修の実施や自主研究グループの募集等を行いました。		
P 2 7	第 1 1 条	職員の責務	1 7	部局横断的な検討組織	地域の課題解決や市民サービスの向上を図るため、必要に応じて部局横断的な検討組織を設置します。	全ての課 (行政総務課)			参考資料2別紙(2)「第11条に規定された事項を推進するための取組結果」参照
P 3 1	第 1 3 条	説明責任	1 8	情報公開制度の適正な運用 (※別シート④)	市政を市民に説明する責務を全うするため、行政文書の公開を請求する権利を定めた茅ヶ崎市情報公開条例の規定に基づき、行政文書を公開します。	行政総務課	令和3年4月の公文書等管理条例施行に当たり、「行政文書」についての定義を改め、所要の規定を整備するため、情報公開条例及び同施行規則の改正を行い、「ちがさきの情報公開ハンドブック」についても改定し、全課かいに周知を行いました。 職員研修については、新採用職員研修のほか、録音データの公開についてや、行政文書の管理と情報公開請求について等、その時の状況に応じた必要な課題について、職員への研修を実施しました。 また、問い合わせが多い内容については、全課かいに通知を行う等、統一的な運用ができるように努めました。	行政文書の作成及び管理に対する職員の意識に差が見受けられるため、情報公開請求を受けたときに文書の特定や非公開情報の判断に苦慮することがあります。	情報公開請求について、行政文書の適正な作成及び管理を踏まえた研修等を実施し、職員への意識啓発を図ります。
P 3 1	第 1 3 条	説明責任	1 9	特定歴史公文書等利用制度の適正な運用	市の有する諸活動を現在及び将来の市民に説明する責務を全うするため、特定歴史公文書等の利用を請求する権利を定めた茅ヶ崎市公文書等管理条例の規定に基づき、特定歴史公文書等を市民の利用に供します。	文化生涯学習課	市民の利用に供するため、目録の整備及び公開を進めました。また、市ホームページ内に特定歴史公文書等のページを作成しました。	市民の利用を図ります。	市民の利用を促進するための周知を図ります。
P 3 1	第 1 3 条	説明責任	2 0	パブリックコメント手続きの実施 (※別シート④)	条例又は政策等の案を公表して広く市民に意見を求め、提出された意見の概要及びこれに対する市の考え方を公表します。	市民自治推進課	条例又は政策等の案を公表して広く市民に意見を求め、提出された意見の概要及びこれに対する市の考え方を公表しました。		

推進方針 掲載ページ	条文	規定内容	No.	取組名	取組の内容	担当課	実施した取組	課題	改善策
P 3 3	第 1 4 条	情報共有	2 1	市政情報の公表及び提供 (※別シート⑤)	茅ヶ崎市情報公開条例に基づき公開手続を適正に行うとともに、市政情報を公表し、又は提供します。	行政総務課	「市政情報の公表及び提供の推進に関する要綱」に基づき、「市政情報公表一覧表」を年 4 回公表しました。	公表一覧表の作成が年 4 回であることから、計画の策定や変更、条例の改廃等の情報発信のタイミングと合わせ、一覧表への掲載が遅れてしまうことがあります。	計画の策定や変更、条例の改廃等の情報を把握し、担当課と公表一覧表に掲載する時期について事前に協議を行います。
P 3 3	第 1 4 条	情報共有	2 2	市政情報コーナーの充実	市役所本庁舎 1 階に市政情報コーナーを設置し、資料の収集、閲覧及び貸出等を行うとともに、一部刊行物を有償で頒布します。	行政総務課	市政情報コーナーに配架している約 1, 5 0 0 タイトルの行政資料を容易に検索できるよう目録を作成し、資料や棚を色で分類する等、分かりやすい配架に努めました。	各課かいが発行する行政資料について、市政情報コーナーに配架の依頼がないため、配架されない又は目録に追加されていないことがあります。	市政情報コーナーの利便性を高めるため、行政資料を発行したときは市政情報コーナーで配架していただくことについて、周知を図ります。
P 3 3	第 1 4 条	情報共有	2 3	広報媒体へのニーズに合わせた情報の掲載	広報紙、市ホームページへの掲載等により市政情報を公表、提供します。各職員が担当する事業を P R するにあたり、広報を戦略的に推進するためのガイドラインを念頭に置き、それぞれのターゲットを絞って、①発信する情報の内容②表現方法③発信する広報媒体一などの使い分けを意識するよう努めます。	秘書広報課	広報紙や市ホームページなど様々な媒体を活用し市政情報を発信しました。その中でも、新型コロナなどのタイムリーな広報は、できる限り短く簡潔な文章とし、あわせて印象に残る画像なども活用し、一目で分かるよう意識しました。	コロナ禍などのさまざまな外的要因により、日々変わりゆく広報媒体へのニーズを的確に把握することが課題と考えています。	情報感度を高め、ニーズの把握に努めるとともに、受け手に合わせた適切な媒体での発信に取り組みます。
P 3 3	第 1 4 条	情報共有	2 4	附属機関等の会議の公開 (※別シート⑤)	市民の知る権利を尊重し、公正で開かれた市政を推進するため、非公開情報の審議等を行う場合等を除き、附属機関等の会議を公開します。	行政総務課	自治基本条例第 1 4 条第 3 号及び茅ヶ崎市附属機関及び懇談会等の設置及び会議の公開等運営に関する要綱に基づき、会議を公開しました。市民に対しては、公開で行う会議を傍聴できるよう、市ホームページ等で会議の開催日時等を会議当日の 2 週間前から公表しました。コロナ禍で対面での会議が開催できず、書面での報告とした案件についても、会議資料及び委員からの意見等について市ホームページ等で公開をしました。	コロナ禍による会議の開催方法の変更等があり、公表内容に変更が生じる事例がありました。	開催方法が変更になった場合は、即時に公表内容を変更するとともに、変更した旨を併記し、変更となったことを分かりやすく情報提供するよう努めます。
P 3 5	第 1 5 条	情報の管理等	2 5	行政文書及び特定歴史公文書等の適正・適切な管理	茅ヶ崎市公文書等管理条例に基づき、行政文書を適正に管理し、及び特定歴史公文書等を適切に保存します。	文書法務課・文化生涯学習課	令和 3 年 5 月、6 月及び 1 2 月に研修を行いました。9 月に行政文書の保管状況の調査を行うとともに、1 2 月に行政文書の管理状況について自己点検を行いました。(文書法務課)職員研修や通知などを通して、庁内の周知をはかり、適切な保存・利用をすすめました。(文化生涯学習課)	1 月、2 月にも研修を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止しました。文書管理点検において、一部の項目について十分にできていない課かいがありました。(文書法務課)歴史公文書等の、選別の醸成と引継時の円滑化を図ることが課題です。(文化生涯学習課)	中止した研修の一部については令和 4 年に実施します。研修等を通じて行政文書の適正な管理がされるようになります。(文書法務課)関係課かいは、行政総務課・文書法務課と連携し、継続的な研修を実施します。(文化生涯学習課)
P 3 5	第 1 5 条	情報の管理等	2 6	個人情報保護制度の適正な運用 (※別シート⑥)	茅ヶ崎市個人情報保護条例に基づき、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止を図る等、個人情報を適切に管理します。	行政総務課	令和 3 年 4 月の公文書等管理条例施行に当たり、「行政文書」についての定義を改め、所要の規定を整備するため、個人情報保護条例及び同施行規則の改正を行い、「ちがさきの個人情報保護ハンドブック」についても改定し、全課かいに周知を行いました。職員研修については、新採用職員研修、危機管理研修を実施すると共に、全職員に対して個人情報の適正な取扱いと情報セキュリティの研修を実施しました。漏えい事故発生時には、「茅ヶ崎市保有個人情報等の管理に関する要綱」に基づき、迅速に報告を行い、再発防止のため助言を行いました。令和 5 年の個人情報保護法改正に伴う個人情報保護制度の見直しに関して、関係課かいと調整を行うとともに、審議会に諮問し、個人情報保護条例の改廃について検討を行いました。	職員の不注意による個人情報の紛失や誤送付等、不適切な取扱いが発生しています。	職員研修や庁内通知により、職員への注意喚起を定期的に行い、職員の意識啓発を行います。
P 3 5	第 1 5 条	情報の管理等	2 7	情報セキュリティ対策の充実	茅ヶ崎市情報セキュリティ基本方針及び茅ヶ崎市情報セキュリティ対策基準に基づき情報セキュリティ対策の充実に努めます。	情報推進課	全職員を対象にした情報セキュリティ研修を行うとともに、保有個人情報の適切な取扱いに関する自己点検や、各課かいが本市の情報セキュリティ指針等に沿った運用を行うことができているか確認を行うための外部監査を実施しました。	I C T は日進月歩であるため、情報セキュリティ対策も変化に合わせて適切に対応していく必要があります。	最新の I C T や情報セキュリティについての情報収集を常に行い、必要な対策を実施していきます。

推進方針掲載ページ	条文	規定内容	No.	取組名	取組の内容	担当課	実施した取組	課題	改善策
P 3 7	第 1 6 条	市民参加	2 8	市民参加手続の適正な運用 (※別シート㉗)	茅ヶ崎市市民参加条例に基づき、「職員のための市民参加手続ガイド」や職員研修等を通じて、職員一人一人の意識向上と、意見の扱い方、提案者への返答などを含めた、市民参加手続の統一的な運用に努めます。	市民自治推進課	「職員のための市民参加手続ガイド」や職員研修等を活用し、市民参加手続の統一的な運用に努めました。		
P 3 7	第 1 6 条	市民参加	2 9	市民参加の推進・啓発	茅ヶ崎市市民参加条例に基づき、市民参加に関する情報の発信にあたっては、受け手のニーズに合わせて多様な媒体を用いることを検討し市民参加の機会の周知を図ります。また、インターネット、ソーシャルメディアを用いた市民参加の機会の充実に取り組みます。	市民自治推進課	インターネット、ソーシャルメディアを用いた市民参加の機会の充実に取り組みました。		
P 3 9	第 1 7 条	政策法務	3 0	政策法務の推進	職員の政策法務能力の向上を図るため、研修を実施します。	文書法務課	令和 4 年 2 月に研修の実施を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止としました。	取組を実施できませんでした。	研修の開催方法等を工夫し、実施します。
P 3 9	第 1 7 条	政策法務	3 1	条例(案)、規則(案)等の審査	条例、規則等の制定改廃に当たり、その内容が、法令等との関係において適当か、適切に表現されているか、自治基本条例の趣旨に照らして問題はないかなどを審査します。	文書法務課	条例、規則等の制定改廃に当たり、各案の審査を随時適切に実施しました。(令和 3 年実績：条例 3 9 件、規則 5 0 件、告示 1 5 件、訓令 1 4 件)		
P 4 0	第 1 8 条	総合計画等	3 2	総合計画の進行管理	令和 3 年度を始期とする総合計画に掲げる将来の都市像及び政策目標の実現に向けて進行管理を行います。	企画経営課	新型コロナの影響により 2 年間策定を延期した前期実施計画に代わり、単年度の令和 4 年度事業実施方針を策定し、行政運営を進めました。	将来の都市像及び政策目標を実現するためには、中期的な視点で行政運営を進める必要があります。	策定を延期した前期実施計画を策定します。
P 4 0	第 1 8 条	総合計画等	3 3	総合計画の在り方に関する議論	平成 2 3 年の地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)の改正により、基本構想の策定義務が廃止されていることや、市民の求める事業に対して適切に財源を配分します。また、茅ヶ崎市財政状況の公表に関する条例等に基づき、財政状況のわかりやすい公表に努めます。	企画経営課	令和 5 年度から 7 年度を計画期間とする前期実施計画の策定に向け、市民意識調査を行い、市民のまちづくりに対する考えや生活実感を調査しました。	予測されている人口減少や少子高齢化の進行、価値観やライフスタイルの多様化等、社会の変化を的確に捉え、柔軟に対応していかなければなりません。	総合計画審議会等の機会を的確に捉え、有識者や市民との双方向のコミュニケーションを重ねることで、本市にふさわしい総合計画の在り方を議論します。
P 4 1	第 1 9 条	財政運営等	3 4	的確な財政見直しに基づく財政の運営及び公表	総合計画事業の採択や予算編成の基礎となる財政見直しを的確に策定するとともに、策定した財政見直しを踏まえ、市民の求める事業に対して適切に財源を配分します。また、茅ヶ崎市財政状況の公表に関する条例等に基づき、財政状況のわかりやすい公表に努めます。	財政課	広報紙やホームページへ財政状況等を掲載し、市民の視点に立ち、知りたいと思われる情報を中心に分かりやすく記載をするよう努めました。財務書類の公表に当たっては、より理解しやすくなるよう用語等の説明を行い、作成した財務書類の分析結果や今後の活用の方向性を示し、財務書類の有用性、有効性を高めました。	市民からは、もっと必要な情報を開示してほしいという意見も聞かれる。	引き続き、わかりやすい公表になるよう取り組みます。
P 4 2	第 2 0 条	行政評価	3 5	外部視点を取り入れた評価方法の検討	茅ヶ崎市総合計画(計画期間：令和 3 年度から令和 1 2 年度まで)の評価をモデルとして、行政評価への外部視点の導入手法を検討します。	企画経営課	総合計画における行政評価について、国が所管する証拠に基づく政策立案(EBPM)の研究会等から知見を得て、行政評価の基礎となる内部評価手法について研究を深めました。	将来の都市像の実現に向け、外部評価を含めた効果的な行政評価手法の確立が求められています。	他市町村の優良事例などを調査・研究し、効果的な導入手法を検討します。
P 4 2	第 2 0 条	行政評価	3 6	行政評価制度の適正な運用	茅ヶ崎市総合計画に掲げる将来の都市像及び政策目標の実現に向けて、行政評価制度を適正に運用し、評価の結果を政策等に反映します。	企画経営課	証拠に基づく政策立案(EBPM)の知見を得るため、国が所管するEBPMの研究会やセミナーに参加するほか、市町村アカデミーへ職員を派遣し、データ分析手法の調査研究を深めました。	評価の仕組みに、いかに効果的にEBPMの考え方を取り組んでいくかが課題であると認識しています。	国や県においても、EBPMに積極的に取り組むことを掲げていることから、引き続き具体的な知見の調査研究を行います。
P 4 3	第 2 1 条	行政手続	3 7	行政手続制度の適正な運用	申請に対する処分に係る審査基準、不利益処分に係る処分基準、行政指導指針等を適切に定めます。	文書法務課	申請に対する処分の審査基準、不利益処分の処分基準及び行政指導の指針等の定期的な見直しを令和 3 年 9 月に実施しました。		
P 4 4	第 2 2 条	苦情等への対応	3 8	陳情・要望・苦情等への対応 (※別シート㉘)	市に寄せられる苦情等の状況を速やかに確認し、必要に応じて、政策に反映又は業務を改善するとともに、市に寄せられた苦情等の内容や苦情等に対する市の対応を取りまとめ公表します。	市民相談課	市に寄せられた苦情等については、所管課で適宜記録し、四半期ごとに市民相談課で取りまとめ、公表しました。	苦情等が適切に報告される体制づくりが課題です。	職員研修を実施し、制度の周知徹底と意識の向上を図りました。
P 4 5	第 2 3 条	監査	3 9	適切な監査の実施と分かりやすく速やかな結果の公表 (※別シート㉙)	定期監査、例月出納検査及び決算審査等の定期的に行うことが定められている監査のほか、財政援助団体等監査や行政監査等必要な監査を適切に実施します。また、適切な監査を実施するため、研修等を通じ、事務局職員の監査能力の向上を図ります。監査の結果を、できる限り平易な文章で記載するなど、市ホームページ等で分かりやすく速やかに公表するとともに、毎年度監査結果のまとめとして監査年報を作成し公表します。	監査事務局	定期監査、例月出納検査及び決算審査等の定期的に行うことが定められている監査のほか、必要な監査を監査計画のとおり実施しました。また、監査の結果を市ホームページ等で分かりやすく速やかに公表するとともに、監査結果のまとめとして 9 月に監査年報を作成し公表しました。		
P 4 6	第 2 4 条	職員通報	4 0	職員通報制度の適正な運用 (※別シート㉚)	職員からの通報の受付、調査及び関係機関等への報告等を適正に行います。	行政総務課	二ヶ月に一度、職員通報制度の概要及び外部通報窓口の開設日を各課かに周知しています。		
P 4 7	第 2 5 条	コミュニティ	4 1	コミュニティの推進	各種団体等の参画による地域課題等についての協議の場づくりやその活動を支援し、地域力の向上を図り、市民主体のまちづくりを推進します。	市民自治推進課	各種団体等の参画による地域課題等についての協議の場づくりやその活動を支援し、地域力の向上を図り、市民主体のまちづくりを推進しました。		

推進方針掲載ページ	条文	規定内容	No.	取組名	取組の内容	担当課	実施した取組	課題	改善策
P 4 7	第 2 5 条	コミュニティ	4 2	コミュニティへの支援	コミュニティ活動に必要な設備の整備等に係る費用の一部を支援します。	市民自治推進課	コミュニティ活動に必要な設備の整備等に係る費用の一部を支援します。		
P 4 7	第 2 5 条	コミュニティ	4 3	自治会活動の支援	自治会活動が円滑に行われるように補助します。	市民自治推進課	自治会活動が円滑に行われるように補助します。		
P 4 8	第 2 6 条	協働	4 4	多様な主体との協働事業の推進 (※別シート㉑)	市民活動団体等と行政とがパートナーシップに基づき、互いの特性及び役割を理解しながら、協働して事業を実施するための環境整備を行います。	市民自治推進課・行政改革推進室	市民活動団体等と行政とがパートナーシップに基づき、互いの特性及び役割を理解しながら、協働して事業を実施するため、職員向けの手引きである「協働のガイドライン」を一部改定しました。		
P 4 9	第 2 7 条	市民活動の推進	4 5	市民活動団体の支援 (※別シート㉒)	市民活動団体の自主的、公益的活動に対する財政的な支援を行います。	市民自治推進課	市民活動推進補助事業として、市民活動団体が自主的に実施する公益的な6事業を財政的に支援しました。		
P 4 9	第 2 7 条	市民活動の推進	4 6	市民活動サポートセンターの管理運営	市民活動団体の活動の拠点として、また支援のための施設としての市民活動サポートセンターの管理運営を行います。	市民自治推進課	市民活動団体の活動の拠点として、また支援のための施設としての市民活動サポートセンターの管理運営を行いました。		
P 4 9	第 2 7 条	市民活動の推進	4 7	市民活動推進補助事業の審査及び評価	附属機関である市民活動推進委員会において、市民活動の推進に関する施策の検討を行うとともに、市長からの諮問に基づいて、市民活動推進補助事業に係る事業の審査を行います。	市民自治推進課	附属機関である市民活動推進委員会において、市民活動の推進に関する施策の検討を行うとともに、市長からの諮問に基づいて、市民活動推進補助事業に係る事業の審査を行いました。		
P 4 9	第 2 7 条	市民活動の推進	4 8	市民活動等災害補償制度の運用	市民が自主的な活動を行っているときに発生した損害賠償事故及び傷害事故の補償を行います。	市民自治推進課	市民が自主的な活動を行っているときに発生した損害賠償事故及び傷害事故の補償を行いました。		
P 5 0	第 2 8 条	住民投票	4 9	住民投票制度の調査・研究	全国の住民投票の実施状況や住民投票条例の制定状況等の調査・研究を行います。	行政総務課	平成30年に「住民投票制度に関する市の考え方」をまとめ、本市の住民投票制度に関する検討については、一時中断することとしています。他自治体での住民投票の実施状況や常設型住民投票条例の制定状況など、昨今の住民投票制度を取り巻く全国の状況について情報収集を行いました。		
P 5 1	第 2 9 条	国等との連携・協力	5 0	国・県の施策・制度予算に関する要望	本市の施策の推進と当面の課題解決を図るため、国・県の施策や予算等に関する要望活動を行っていきます。	企画経営課	令和4年度県の施策・制度・予算に関する要望において15項目、令和5年度国への提言において7項目を県・国に要望しました。加えて、各政党の神奈川県議会議員団に対して、本市特有の要望事項6項目を記載した要望書を提出しました。	国・県に対し、効果的な要望活動を行わなければなりません。	引き続き、神奈川県市長会との連携を深め、本市においてより効果的な要望活動に努めます。
P 5 1	第 2 9 条	国等との連携・協力	5 1	湘南広域都市行政協議会との連携	藤沢市・寒川町及び茅ヶ崎市における共通の課題を解決し、住民サービスの向上、地域の活性化並びに行政の合理化、効率化を図るために、共同して調査研究を行い、広域連携施策を推進します。	企画経営課	協議会の中の7つの部会と1つの分科会では、新型コロナウイルスの影響で、会議や対面でのイベントの多くが実施できませんでしたが、一部の部会ではオンライン会議システムを活用した会議やオンライン配信での講演会等を実施し、2市1町共同で広域連携施策を推進しました。	コロナ禍においては、対面での会議の開催が難しく、2市1町の担当者同士の率直な意見交換が行いにくいため、積極的に広域連携施策を推進することに課題が生じています。	広域連携については、連携すること自体を目的とするのではなく、行政運営のひとつの手段として捉え、WEB会議システム等を活用しながら、広域連携を検討し、本市に必要な事業を効果的に展開していきます。
P 5 1	第 2 9 条	国等との連携・協力	5 2	県及び湘南地域との連携	県と湘南地域の連携を深め、諸課題の効果的な解決を図るため、県知事と湘南地域の市町長の懇談会において意見を交換します。	企画経営課	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、県知事と湘南地域5市3町の首長によるWEB会議システムを活用した首長懇談会を実施しました。	湘南地域5市3町は、人口規模や財政状況がさまざまな自治体で構成されており、抱える課題が多岐にわたることが、課題だと認識しています。	5市3町のそれぞれの取り組みを協議するだけでなく、5市3町の自治体が一体となつて、取り組む事業について協議し、連携のメリットを活用していきます。
P 5 1	第 2 9 条	国等との連携・協力	5 3	寒川町との連携	住民サービスの向上や事務の効率化、さらには相互の組織強化を目指し、住民の通勤や通学、経済活動、住民活動等が同一の圏域としてまとまり結びつきが強い寒川町と、茅ヶ崎市・寒川町広域連携施策推進計画に基づき、各種の連携事業を実施するとともに、新たな広域連携施策の調査研究を行います。	企画経営課	「茅ヶ崎市・寒川町広域連携施策推進計画」の第2期に基づき、一部事業は新型コロナウイルスの影響により中止や事業内容を縮小して実施しました。具体的には、職員の人事交流や相互の情報発信、消防広域化に向けた準備、保健医療対策・廃棄物処理対策等の連絡調整体制の構築、感染防止対策に取り組みながらの災害時を想定した合同訓練や社会教育講座等を実施しました。	「茅ヶ崎市・寒川町広域連携施策推進計画」第2期は令和5年度までを計画期間としていますが、その後の計画のあり方について、検討すべき課題であると認識しています。	事業部門ごとに連携の強化を進め、新たな施策・事業の立案にあたり、寒川町との広域連携を選択肢のひとつとして、検討できるよう体制を整えていきます。

推進方針 掲載ページ	条文	規定内容	No.	取組名	取組の内容	担当課	実施した取組	課題	改善策
P 5 1	第 2 9 条	国等との連携・協力	5 4	平塚市との連携	相模川と湘南海岸の恵まれた自然環境を共有する平塚市と茅ヶ崎市の広域連携を推進することにより、両市の活発な交流と市民サービスの向上を図ることを目的として各連携事業に取り組めます。	企画経営課	令和3年度は、相模川左岸の堤防整備、図書館の相互利用、広報紙相互掲載、オンラインでの合同職員研修会を実施しました。 なお、新型コロナの影響から、合同防災訓練及び産業間の交流と連携推進及び観光事業の調査・研究は実施していません。	コロナが収束するまでは、対面での交流が制限され、さまざまな事業の中止をすなわ、今後の「平塚市・茅ヶ崎市広域連携推進協議会」のあり方や連携の考え方について、整理すべき課題であると認識しています。	事業部門ごとに連携の強化を進め、新たな施策・事業の立案にあたり、平塚市との広域連携を選択肢のひとつとして、検討できるよう体制を整えていきます。
P 5 3	第 3 0 条	条例の検証等	5 5	自治基本条例の推進	自治を推進するための取組の進行を管理するとともに、第30条の規定にのっとり、この条例の検証を行います。	行政総務課	各課かいにおける取組状況を把握し、条例を踏まえた業務の振り返りや改善に繋げることを目的として、「推進方針」に掲げた「6つのキーワード」等及び「条文に規定された事項を推進するための取組」の令和3年度の取組状況の確認を行いました。毎年度の取組は次回の内部検証の資料とします。	各課かいの取組状況の回答を取りまとめるにあたり、量が膨大であり、分かりやすい取りまとめの方法を検討しました。 毎年度の検証を整理し、次年度の取組に繋げる必要があります。	各課かいの取組が比較しやすいよう、キーワードごとに取りまとめる等、より見やすい方法での作成に努めた。 毎年度の検証の結果から、課題を抽出し、次年度へ向け改善策を検討します。

【第8条 議会の責務 NO.5関係】

別シート①

議会報告会・意見交換会の開催状況 担当：議会事務局

	平成30年	令和元年	令和2年
回数（参加人数）	4回（37人）	2回（32人）	0回
議会報告会の内容	予算特別委員会・決算特別委員会での審査内容の報告	予算特別委員会・決算特別委員会での審査内容の報告	なし
意見交換会のテーマ	議会全般に関すること	もっと身近な議会を目指して ～私が議会に期待すること～	なし

※令和2年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い開催を中止とした。

【第8条 議会の責務 NO.6関係】

陳情の受理及び付託 担当：議会事務局

（単位：件）

区分	平成30年	令和元年	令和2年
受理	26	30	19
取り下げ	1	0	2
委員会付託	20	9	9
参考配布	4	21	10

【第8条 議会の責務 NO.6関係】

本会議、委員会のインターネット中継 担当：議会事務局

（単位：件）

	平成30年	令和元年	令和2年
アクセス数	8,476	8,215	7,362

【第11条 職員の責務 NO.13関係】

別シート③

自治基本条例階層別職員研修の実施状況 担当：行政総務課

(単位：回)

階層	平成30年度	令和元年度	令和2年度
新採用職員	2	2	2
主査・副主査級職員	1	1	1
課長補佐・担当主査級職員	1	1	1

【第11条 職員の責務 NO.13関係】

自治基本条例に関する各課かいの取組状況等調査 担当：行政総務課

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
実施回数	1回	1回	1回
実施期間	平成31年1月9日 ～31日	令和2年1月6日 ～30日	令和2年12月17日 ～1月22日

【第11条 職員の責務 NO.15関係】

研修別講座及び自主研究グループ 担当：職員課
(「人事行政運営等の状況」参照)

(単位：件)

種別	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般研修(階層別、特別研修)	45	45	5
派遣研修	184	85	13
自主研究グループ	3	2	0

【第13条 説明責任 NO.18関係】

別シート④

情報公開制度の運用状況 担当：行政総務課

(「茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護制度の運用状況報告書」参照)

(単位：件)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
公開	33	22	20
一部公開	91	73	43
非公開	12	5	7
計	136	100	70

【第13条 説明責任 NO.20関係】

パブリックコメント手続の実施状況

担当：市民自治推進課 (「市民参加条例の施行状況等調査」参照)

(単位：件)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
実施件数	11	15	14

【第14条 情報共有 NO.21関係】

別シート⑤

工事等の入札に関わる設計の内訳書の情報提供 担当：行政総務課
 (「茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護制度の運用状況報告書」参照)

(単位：件)

種 別	平成30年度	令和元年度	令和2年度
道路位置指定図の写しの交付	1,991	2,245	2,216
建築計画概要書の写しの交付	2,268	2,276	2,140
都市計画概要図の写しの交付	2,678	2,793	2,651
公共下水道台帳の写しの交付	7,827	8,906	8,536
工事設計書	266	278	325

【第14条 情報共有 NO.24関係】

附属機関等の会議の公開状況 担当：行政総務課
 (「附属機関等の運営状況調査」参照)

(単位：件)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
開催回数	578	593	463
公開	158	178	117
非公開（一部公開含む）	420	415	346

【第14条 情報共有 NO.21関係】

市政情報公表一覧表の掲載計画数 担当：行政総務課

令和3年1月現在	令和4年1月現在
118	111

【第15条 情報の管理等 NO.26関係】

別シート⑥

個人情報保護制度の運用状況 担当：行政総務課

(「茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護制度の運用状況報告書」参照)

(単位：件)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
開示	43	30	39
一部公開	15	9	7
非開示	1	3	5
その他	—	1	—
合計	59	43	51

【第16条 市民参加 NO.28関係】

別シート⑦

市民参加の実施状況 担当：市民自治推進課（「市民参加条例の施行状況」参照）

（単位：件）

種 別	平成30年度	令和元年度	令和2年度
意見交換会、交換討論会、シンポジウム、説明会等	35	30	3
アンケート	36	38	18
ヒアリング	3	5	1
パブリックコメント手続き	11	15	14
政策提案手続	1	4	0
審議会等の委員への市民の選任	20	12	12
その他	7	9	4

【第22条 苦情等への対応 NO. 38関係】
苦情等の対応状況 担当：市民相談課（「苦情等対応報告書」参照）

(単位：件)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
苦情等の件数	3,026	2,204	2,865
苦情等による業務改善件数	21	11	21
職員に対する苦情等の件数	64	37	40

【第23条 監査 NO.39関係】
 定期監査の実施状況 担 当：監査事務局

種 別	平成30年度	令和元年度	令和2年度
定期監査	32課	38課	21課
定期監査（学校）	16校	16校	16校

【第23条 監査 NO.39関係】
 その他令和2年度に実施した監査 担 当：監査事務局

種 類	対 象
財政援助団体等監査	公益財団法人茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団 児童クラブ（第1ブロック）指定管理者 特定非営利活動法人 ちがさき学童保育の会
例月出納検査	現金出納状況
決算審査	一般会計、特別会計、公共下水道事業会計、病院事業会計
健全化判断比率等審査	健全化判断比率、資金不足比率

【第24条 職員通報 NO.40関係】

職員通報の運用状況 担当：行政総務課（「職員通報制度運用状況」参照）

別シート⑩

（単位：件）

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
通報件数	1	2	1
調査中件数	1	2	0
外部窓口の相談件数	4	1	3

【第26条 協働 NO.44関係】

別シート⑪

非営利団体等との連携及び協働による事業 担 当：市民自治推進課、行政改革推進室

(単位：件)

種 別	平成30年度	令和元年度	令和2年度
事業協力	155	172	71
協働推進事業	7	2	0
委託（協働委託）	52	53	22
共催	62	71	31
実行委員会	23	16	2
指定管理者	22	22	22
合計	321	336	148

【第27条 市民活動の推進 NO.45関係】

ちがさき市民活動団体ガイドブック掲載団体数 担 当：市民自治推進課

(単位：件)

種 別	平成30年度	令和元年度	令和2年度
掲載件数	333	338	349